

第3期



坂城町 子ども・子育て 支援事業計画



新複合施設 基本設計施設イメージ

～「すべての人が安心できる居場所になると共に、人につながり、笑顔につながる、
well-being (ウェル・ビーイング) の実現空間」をコンセプトとして～

坂 城 町



計画の構成・体系

●計画の構成と流れ

計画のあらまし・地域の状況から、今後めざすべき町の姿や取組へとつなげていきます。

第1章

計画の概要

策定の趣旨や計画の位置づけ、期間など、計画のあらましを整理しています。

ポイント

- ★ 子ども・子育て支援法等に基づき、町が策定する5年間の計画です。
- ★ 本計画が第3期目となります。

第2章

計画策定の背景

統計指標や関連事業の概要、ニーズ調査(アンケート)結果など、計画づくりの前提となる情報を整理しています。



ポイント

- ★ 町の総人口が緩やかな減少傾向にある中、子どもの数も徐々に減少しており、今後もこうした傾向が一定程度続くことが想定されます。
- ★ 町内には公立保育園3園、私立幼稚園1園があり、乳幼児期の保育・教育、子育て支援などの拠点としての役割を果たしています。
- ★ 就学前後児童のいる家庭を対象としたアンケート(ニーズ調査)を実施しています。集計結果の主な特徴は次のとおりです。
 - 就学前** 日頃、子どもを見てもらえる親族・知人がいないという方が1割弱(7.0%)います。公的な支援の必要性が高い方への対応が今後必要です。
 - 就学前** 子育て支援事業の認知度については、前回(平成30年度)調査と比べ「保育所や幼稚園の園庭等の開放」で27.5ポイント減少し認知度が下がった一方、「町発行の子育て支援情報誌」は19.8ポイント増加、認知度が上がっています。
 - 小学1～3年生** 放課後の居場所について「自宅」が58.9%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ(坂城、南条、村上児童館)」が36.4%、「運動に関する習い事(サッカークラブ、水泳教室など)」が24.6%などとなっています。平成30年度調査との比較では、「運動に関する習い事(サッカークラブ、水泳教室など)」が9.9ポイント増加しています。
- ★ 小学4～6年生の児童、及び中学1～3年生の生徒を対象に、子ども調査(WEBアンケート)を実施しています。集計結果の主な特徴は次のとおりです。
 - 小学4～6年生** 悩みや心配ごとについては全体の2割近くが「ある」と回答しています。相談先については、「お母さん」が19.9%で最も多くなっています。次いで「学校の友だち」15.2%、「お父さん」13.9%と続きます。
 - 中学1～3年生** 悩みや心配ごとが「ある」と回答した生徒は全体の1割未満となっています。相談先としては「お母さん」と「学校の友だち」が20.0%で最も多くなっています。次いで「お父さん」13.6%、「学校の先生」10.6%と続きます。



考え方や方針など、計画のコンセプトを掲げます。

第3章 / 計画の基本的な方針

項 目	内 容	説 明
① 基本理念	地域みんなで子育てサポート ～子どもすくすく、家族にこにこ、地域いきいき～ スローガン 「坂城の子は 坂城で育てる」	計画の方針・考え方について、キャッチフレーズのように短い言葉で示しています。
② 基本的な視点	(1) 子どもの視点に立った支援 (2) すべての子どもへの支援 (3) 育ちの連続性を踏まえた支援 (4) 保護者に寄り添った子育て支援 (5) 社会全体で子どもの育ちを支援	計画を作る上での目線・捉え方といったようなものを挙げています。
③ 基本目標	(1) 子どもの健やかな成長と豊かな心をはぐくむ環境づくりに努めます (2) 子どもや家庭を切れ目なく支援します (3) 安心して子育てができる体制を整えます	計画の推進によってめざすべき方向性を示しています。

子ども・子育て支援事業計画とは？



平成27年度から実施された、子ども・子育てに関する新制度を踏まえた事業等について定める計画であり、子どもや子育てに関わる総合的な計画です。また、令和5年4月のこども家庭庁の創設やこども基本法の施行などにより、すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するための政策を推進します。なお、第3期となる本計画は令和7年度から11年度までの5年間となります。



幼児教育や保育、各種関連事業等に関する考え方、確保の規模などについてお知らせします。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

① 「幼児期の教育・保育」に関する見込み等

- (1) 1号認定
- (2) 2号認定
- (3) 3号認定

年齢や教育・保育の区分など、幼児期の適切な支援に関する考え方や規模の見通しです。

② 「地域子ども・子育て支援事業」に関する見込み等

- (1) 利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業
- (3) 妊婦健康診査
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業
- (5) 養育支援訪問事業
- (6) 子育て短期支援事業
- (7) ファミリー・サポート・センター事業
- (8) 一時預かり事業
- (9) 時間外保育事業(延長保育事業)
- (10) 病児・病後児保育事業
- (11) 放課後児童クラブ
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- (14) 【新規】子育て世帯訪問支援事業
- (15) 【新規】児童育成支援拠点事業
- (16) 【新規】親子関係形成支援事業
- (17) 【新規】乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
- (18) 【新規】妊婦等包括相談支援事業
- (19) 【新規】産後ケア事業

子ども・子育ての多様なニーズへの対応について、考え方や規模の見通しです。

子どもや子育ての視点における、多様な取組を紹介します。

項目 内容 説明

基本目標1 子どもの健やかな成長と豊かな心をはぐくむ環境づくりに努めます

- 施策1 妊娠・出産・子育て期の支援
- 施策2 幼児期の教育・保育環境の整備
- 施策3 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応

周産期や乳幼児期に関わる支援等の対応に関する施策です。

基本目標2 子どもや家庭を切れ目なく支援します

- 施策1 幼保小中の連携体制の強化
- 施策2 障がい等の早期発見と相談支援
- 施策3 経済的負担の軽減

各体制間の連携や、特別な支援を必要とする方への対応、経済面などに関する施策です。

基本目標3 安心して子育てができる体制を整えます

- 施策1 児童館における子育て支援
- 施策2 相談体制の充実と地域で支え合う体制づくり
- 施策3 子ども・青少年の育成

子どもの成長や安心・安全などに関する施策です。

第5章 施策の展開

第6章 計画の推進体制

計画を進めるための考え方や取組について記しています。

今後の見通しや具体的な取組などにつなげます。



計画で目指すこと

基本理念

地域みんなで子育てサポート
～子どもすくすく、家族にここにこ、
地域いきいき～

スローガン

「坂城の子は 坂城で育てる」



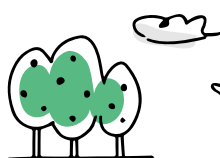
保護者が子育てに生きがいを感じ、地域みんなで子育てをサポートするなど、これからの坂城町を担う子どもたちの成長を地域と共に支え、子どもが心豊かで健やかに成長し家族の喜びが笑顔になる未来に輝くまちを目指します。

基本的な視点

- (1) 子どもの視点に立った支援
- (2) すべての子どもへの支援
- (3) 育ちの連続性を踏まえた支援
- (4) 保護者に寄り添った子育て支援
- (5) 社会全体で子どもの育ちを支援

基本目標

- (1) 子どもの健やかな成長と
豊かな心をはぐくむ環境づくりに努めます
- (2) 子どもや家庭を切れ目なく支援します
- (3) 安心して子育てができる体制を整えます





施策の展開

基本目標1 子どもの健やかな成長と豊かな心をはぐくむ 環境づくりに努めます

《SDGsと施策の関係性》※該当ロゴ(番号)



施策1 妊娠・出産・子育て期の支援

事業名	事業の概要・取組
母子健康手帳交付・妊産婦健康診査	妊婦が安心して出産を迎えられるよう母子健康手帳を交付するとともに、妊婦一般健康診査及び出産後の産婦健康診査の費用を助成します。
ハッピーベビー教室	胎児、乳幼児の成長発達についての学習の場として、妊娠中2回の教室を開催します。妊娠中や出産後の身体の事、必要な栄養の事について夫婦一緒に学びます。
すこやか手帳交付	乳幼児の健康の保持・増進と町の乳幼児健康診査や予防接種等の事業の周知を図るため、出生届時に交付します。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までに、保健師が全乳児の家庭訪問を実施し、子の発達を確認するとともに親の不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供が受けられるよう支援します。
不妊・不育症治療費助成事業	不妊治療を行っている夫婦に対し、年間50万円を限度に治療費用を助成します。また、不育症治療については、1回の妊娠につき10万円を限度に助成します。
乳幼児歯科保健指導	歯科衛生士により、町内各保育所・坂城幼稚園・子育て支援センターにおいて歯科保健指導を行います。
乳幼児健康診査・健康相談	1か月児、4か月児、7か月児、10か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象に健康診査・健康相談を実施します。乳幼児の身体・精神発達面のスクリーニング及び食事・歯科の保健指導や相談を行うことと合わせ、同じ月齢の子を持つ親同士の交流や育児不安の軽減を目的としています。
予防接種事業	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するための定期予防接種について、医療機関に委託し実施します。また、任意予防接種の費用について一部助成を実施し、ワクチン接種による疾病の重症化リスクの軽減等を図ります。
事故防止対策の推進	家庭内等における子どもの事故防止対策として、各種事業により、情報の提供などにおける啓発活動を推進します。
離乳食・食事指導	乳幼児健康診査等時、ハッピーベビー教室において、胎児や乳幼児の成長と発達に適切な栄養摂取ができるよう、基準量の展示や試食、また市販の離乳食の利用の仕方等を指導します。
未熟児養育医療給付	出生時の体重が2,000g以下等の入院の必要な1歳未満の未熟児に対し、医療の給付を行い経済的負担の軽減を図ります。
妊婦面談	全ての妊婦に対し、妊娠届出時等において保健師が面談を行い、状況等確認する中で必要に応じた支援を行います。
歯周疾患検診	妊娠中は口腔環境の悪化により歯周病のリスクが高まり、早産や低体重児の原因になると言われていることから、妊婦の歯周疾患検診受診を勧めるため、検診費用を公費で負担します。
子育て支援施設(ゆりかご)運営事業	核家族化が進む中、出産直後で家庭での育児が不安な方等を対象とし、赤ちゃんと一緒に施設に通所し、心身の回復を図ることができます。
産後ケア事業	出産直後の保健指導を必要とする母子に対し、自宅への訪問や病院等での宿泊により助産師等が必要な保健指導を行い、育児を支援します。
すこやか相談	子どもの発育状況の確認や離乳食等の相談など、保健師・管理栄養士が個別相談に応じます。
子育て短期支援事業	保護者の疾病や育児疲れ、恒常的な残業などの場合に、児童養護施設等で子ども及び保護者の一時的な預かりを行います。
子育てガイドブック作成・配布	子育て世代に対し、子育て支援サービス等を周知するため、若者・子育て世代支援パンフレットの作成・配布をし、情報提供を行います。
子育てサークル等	乳幼児を持つ親同士が自由に交流するための場として、また、情報提供、ボランティア育成、ネットワークづくりの拡充を図ります。
すくすく広場発刊事業	子育て支援センターから子育て支援サービスの情報を未就園児童の家庭へ配布します。
養育支援訪問事業	出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、養育に関する相談、指導、助言などを行います。
子育て支援に関する情報の『発信』	子育て支援アプリによる情報提供や、町ホームページの子育て支援に関する情報の掲載など、情報の『発信』を工夫していきます。
子育て支援アプリ	子育て支援アプリにより、月齢等による子育て支援情報の提供や、乳幼児健診等の案内などを配信し切れ目のない子育て支援を図ります。
ブックスタート事業	読み聞かせの大切さ等を知ってもらうために、7か月健康相談の際に乳児へ絵本等を贈呈します。
セカンドブック事業	坂城町に在住の3歳児に、絵本を贈呈します。

施策2 幼児期の教育・保育環境の整備

事業名	事業の概要・取組
一時預かり事業	冠婚葬祭、保護者の疾病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童を預かります。
ベビーシッター利用支援事業	日常生活上の事情により、一時的に保育を必要とする保護者がベビーシッターを利用した際の費用の一部を補助します。
乳児保育	保育に欠ける6か月からの乳児を保育所で受け入れます。
保育事業	公立保育所を運営し、保育に欠ける家庭の児童を受け入れます。（南条保育園、坂城保育園、村上保育園）
時間外保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、認定時間外保育を行います。
要支援児の保育支援	集団保育が可能な程度の障がいがある児童の発達を促進するため、保育所において加配保育士を配置します。
広域入所保育	保護者の勤務等の都合により、坂城町の児童の保育を他市町村の保育所へ委託し、就労家庭の利便性を図ります。また、他市町村の児童についても坂城町の保育所で受け入れます。
保育所苦情相談窓口の設置	保育所を利用している児童またはその保護者からの苦情に対し、社会性や客観性を確保し、円滑、円満な解決の促進や相互の信頼、適正性の確保を図ります。
保育園だよりの充実	保育所のお知らせや情報等について、保護者への積極的な周知を図ります。
各種研修会・講習会への参加の促進	保育所保育士の質の向上を図るため、各種研修会や講習会へ参加します。
世代間交流	養護老人ホーム等への訪問や、地域のお年寄りを保育所に招待して季節的行事等を開催することにより、世代間のふれあい活動を推進します。
保育所における食育事業	豊かな食の体験・楽しく食べる体験を通し、子どもの食への関心を育み、「食を営む力」を育成します。
保育所におけるICT化	保育所連絡アプリを活用し、保護者及び保育士等の負担軽減を図ります。
保育所での使用済みおむつの処分	保護者の負担軽減及び衛生面等を考慮し、使用済みおむつについて、保育所で処分します。
私立幼稚園の支援	子育て支援の重要な実施機関である私立幼稚園に対し、運営費の財政支援をはじめ、発達相談や、教育相談などを通じ、子どもの健やかな成長を支える体制づくりを支援します。

施策3 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応

事業名	事業の概要・取組
育児講座	地域の乳幼児を持つ保護者に対する育児講座を開催し、子育て不安の軽減と育児知識の普及を図ります。
児童相談窓口	ひとり親家庭や要保護児童の家庭の相談を通し、援助の手を差しのべるとともに、児童虐待等を早期発見し、相談の窓口としての機能とその防止に努めます。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化を図るとともに、地域ネットワークが相互に連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努めます。また、調整機関に専門の職員を配置します。
要保護児童対策地域協議会専門部会	要保護児童等に関する支援について、教育コーディネーター、教育・心理カウンセラー、社会福祉士、保健師、家庭児童相談員等の専門職が情報共有を行い、子どもの安全を第一に関係機関と連携を図ります。

基本目標2 子どもや家庭を切れ目なく支援します

《SDGsと施策の関係性》 ※該当ロゴ(番号)



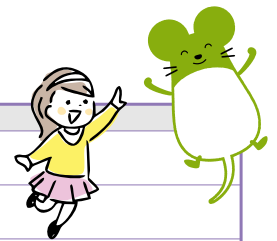
施策1 幼保小中の連携体制の強化

事業名	事業の概要・取組
インクルーシブ教育推進事業	保育所・幼稚園や学校教育に関する専門的な指導・アドバイスを行うコーディネーター・カウンセラーの配置、配慮を要する児童生徒・外国籍・不登校児童生徒の相談支援を行う支援員を配置し、全ての児童生徒が安心した生活を送れるようにします。

施策2 障がい等の早期発見と相談支援

事業名	事業の概要・取組
乳幼児発達相談	発達相談員による発達・育児相談を行い、専門的な相談に応じるとともに育児不安の軽減を図ります。
幼児発達フォロー教室	精神発達面に不安がある親子を対象として、集団生活や遊びの体験を通じて、親子関係を豊かにし幼児の精神発達等を促します。
5歳児 発達相談事業	子どもたちがそれぞれの個性や特徴を大切にしながら、健やかに成長し、持っている力を十分発揮できるように、一人ひとりに応じた育ちを応援していきます。
6歳児 発達フォロー事業	一人ひとりの児童の成長発達を支援し「5歳児すくすく相談」からスムーズな就学へとつなぐよう、6歳児を対象に「すくすくランド」を実施します。
子育て支援センター相談事業	子育て支援センターでの育児や子育てについての相談対応に加えて、各保育所へ発達相談員が巡回することにより発達・育児相談を行い、専門的な相談に応じるとともに育児不安の軽減を図ります。
新生児聴覚検査事業	新生児の聴覚障がいや早期に発見し、聴覚障がいによる音声言語発達等への影響を最小限に抑えるために実施しています。令和5年4月1日以降に生まれた子どもの新生児聴覚検査の検査費用の公費負担をしています。

施策3 経済的負担の軽減



事業名	事業の概要・取組
出産祝支給	坂城町に住所を有する者が出産した児童に対し、祝金を支給します。
児童手当	次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、手当を支給します。
保育所保育料軽減	子育てに伴う経済的な負担の軽減を図るため、保育所保育料を国の徴収基準額より低額に設定します。
妊婦のための支援給付	妊婦が安心して、出産・育児ができる環境を整備するため、伴走型相談支援である妊婦等包括相談支援事業と組み合わせた経済的支援として、給付金を支給します。
子ども福祉医療	疾病の早期診断、早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に、18歳までの子どもの医療費の一部を助成します。
就学援助	学校教育法第19条に基づき、経済的理由により、義務教育である小学校及び中学校に就学する児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行います。
奨学金	能力があるにもかかわらず経済的理由によって就学が困難な学生又は生徒に返還義務のない奨学金を支給し有用な人材を育成します。
学校給食費の無償化	町立小・中学校の学校給食費を無償とします。 また、アレルギー等により学校給食を食べることができない子どもや、町外の義務教育諸学校に通学する子どものいる家庭に対し、学校給食費相当額を補助します。
障がい児 福祉サービス	障がい児通所施設への通所給付費等を支給します。
母子家庭等入学卒業祝金支給	ひとり親家庭の児童の小学校・中学校入学時及び中学校・高等学校卒業時に祝金を支給し、激励をします。
母子・父子家庭福祉医療	ひとり親家庭に対し、早期に適切な療養の促進と経済的負担の軽減を図るため、疾病の療養に要した医療費を助成します。
交通・災害遺児等激励金	交通事故等により保護者を亡くした児童に対し、見舞金・福祉金を支給します。
勤労者住宅建設資金融資利子補給金交付	長野県労働金庫から融資を受け、自己または家族が居住する目的で、新築または増改築を行ったものに対して、利子補給金を交付します。(面積要件有)
坂城町犯罪被害者等日常生活支援助成金	犯罪被害を受けたことにより日常生活を営むことについて支障があると認められる犯罪被害者、遺族または家族が、必要な民間または公共のサービスを利用した際の費用の一部を助成します。

《SDGsと施策の関係性》※該当ロゴ(番号)



基本目標3 安心して子育てができる体制を整えます

施策1 児童館における子育て支援

事業名	事業の概要・取組
放課後児童健全育成事業	保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後児童館で適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を支援します。
児童館運営事業	児童等に健全な遊びの場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とし、健全育成を支援します。(南条児童館、坂城児童館、村上児童館)
児童館夏休み食育健康教室	児童館において、小学生を対象に健康教室を開催し、食育についての理解を深めます。
ボランティア活動推進事業 福祉教育推進事業	放課後児童クラブへのボランティア派遣を通じ、児童が地域の伝承遊びや自然とふれあい、様々な人と関わることで健全育成を推進します。

施策2 相談体制の充実と地域で支え合う体制づくり

事業名	事業の概要・取組
新複合施設の整備	子育て支援のほか、高齢者福祉や保健などの機能を併せ持つ全世代の健康・福祉・交流の拠点とする新複合施設の整備を推進します。整備後は、子育て支援のほか、様々な世代の交流の推進を図ります。
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	乳幼児のいる親子が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。 子育て講座等の開催やボランティアの養成などにより、地域における子育て支援の人材育成を図るとともに、子育て相談等への対応の充実を図り、地域の子育て家庭に対し育児支援を推進します。
教育支援委員会事業	就学判断等の教育支援を必要とする子どもたちの教育相談を実施し、教育支援体制の充実を図ります。
相談業務	援助を要する家庭への支援として、関係機関と連携し、情報交換をしながら総合的な支援を推進します。
スクールカウンセラー事業	不登校傾向の子どもたちの学習や相談等の支援体制の充実を図ります。
地区育成会(事業)	夏祭りや地域伝統行事に参加する中で、異年齢の子どもたちがふれあい、思いやりの心などを学びます。
体験活動の実施	地域・学校の連携による体験活動(職場体験学習、農林業体験学習等)を行い、地域の産業や文化への理解を深め、豊かな心を育成します。
教育支援センター事業	不登校傾向の子どもたちの学習や相談等の支援体制の充実を図ります。
ファミリー・サポート・センター事業	子育て中の人が、仕事などで子どもの世話ができないときに、地域の有償ボランティアがサポートする会員同士の相互援助活動です。子育てを応援してほしい人(依頼会員)と、子育てを応援したい人(協力会員)をセンター事務局が仲介し、子育て家庭の利便性を図ります。

事業名	事業の概要・取組
ワークライフバランス啓発推進事業	勤労者のワークライフバランスの実現を図るため、企業や関係団体と連携して、働き方改革などの啓発活動の推進をします。
公園施設の改修及び整備事業	より安全に、また、安心して利用できるように公園内の故障・老朽化している部分及び施設(宿泊・附帯・修景・遊具等)の改修及び整備を行います。
道路照明整備事業	明るい道路をつくる道路照明を整備します。
防犯灯整備事業	自治区の安全な生活環境の整備として、防犯灯の新設、修繕を行います。
都市計画道路改修事業	都市活動の円滑化を図るため、都市計画決定されている都市計画道路の改築整備を推進します。
特定優良賃貸住宅	旭ヶ丘ハイツ12戸(うち4戸は単身者用)、中之条団地40戸(うち16戸は単身用)を活用します。
町営住宅	横尾団地69戸を活用します。
歩道整備事業	歩道の整備を推進します。
交通の流れ円滑化事業	幹線道路における交通の流れの円滑化を推進します。
バリアフリー化事業	段差解消等のバリアフリー化を推進します。
道路の構造改善整備事業	犯罪に遭わないための道路構造の改善を推進します。
園児の交通安全教室	春、秋の交通安全運動にあわせて年2回、保育所・幼稚園の交通安全教室を実施します。
防犯パトロールの実施 有害環境一斉点検の実施	春・秋の地域安全運動期間中、青少年非行を未然に防止するため、町・学校・警察の共同による防犯パトロールを実施します。また、青少年非行の未然防止のため、有害環境一斉点検を実施します。

施策3
 子ども・青少年の育成

事業名	事業の概要・取組
中学校30人規模学級編制	1学級35名を超える場合に対象、学級規模を小さくし、きめ細かな指導を行い、学習習慣の定着を図ります。
特色ある学校づくりの推進	地域の特性を生かした体験、学校生活から特色ある学校づくりを目指して、独自の活動を支援します。
子どもの健康問題等関係者連絡会	学校保健関係者との情報交換・検討会、健康問題などの相談窓口の紹介や連絡調整を行います。
ICT活用教育の推進	「個に応じた教育」と「協働して価値を生み出す教育」を目指し、学校教育におけるICTの活用を推進します。児童生徒一人ひとりに端末を配備し、個別最適な学習環境を整備するとともに、教職員間で授業改善・指導方法の研究を進め、一人ひとりの児童生徒の多様な学びを支援し、社会で活躍できる人材育成に努めます。
子どもの意見表明機会の確保、意見の尊重	子どもの意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会を確保します。子どもを個人として尊重、基本的人権を保障し、意見を尊重します。
スポーツ少年団活動	子どもの心身の健康のためスポーツ少年団の支援をします。10種目のスポーツ少年団が活動し、スポーツを通じて仲間の大切さや精神面・肉体面を育てる取組をしています。
青少年を育む町民会議事業 さかきふれあい大学事業	子育てをテーマにした講演会や青少年健全育成交流会や関係団体及び地区育成会との情報交換を行います。
小中学校での「食育」事業	毎月の献立表と各月の給食目標を掲載した「食育だより」を配布します。また、小中学校への食材を紹介し、地域の食材を献立に利用します。栄養士、調理員が学校訪問を行います。また、保護者を対象とした給食の試食会を実施します。
小中高生の国際交流事業	小学校、中学校、高校の各年代に応じた国際交流事業を実施し、国際社会に生きる子どもたちの国際感覚を養い、心豊かな人材育成を図ります。また、将来町を支える子どもたちが今後の展望を考える機会とします。
交通安全指導	登下校時の児童の安全を確保するため、小学校は原則登校班による登校とします。交通安全教室の実施と交通安全指導地点を設けて現場指導を行います。
生活習慣病予防健診結果相談会	小中学校で実施する生活習慣病予防健診の結果をもとに、希望により保健師または管理栄養士による個別相談会を実施します。小中学生及び保護者が健診結果と生活とのかかわりを理解し、自主的に生活改善に取り組むことにより、生活習慣病の発症を防ぎます。

子育てに関する悩み・相談窓口は...

子育て支援センター
をご利用ください。

★ **子育て支援センターは坂城保育園の2階にあります** TEL:0268-82-2291

開館時間 ●月～金曜日／9:00～12:00・14:00～16:30 ●第2・第4土曜日／9:00～12:00

お気軽にご利用・ご相談ください♪